上越市森林病害虫防除事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内に生育する樹木を保全するとともに、良好な景観を構成している樹木の保存を図るため、松くい虫その他の病害虫から樹木を保全するために実施する病害虫防除事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第５６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次の各号のいずれかに該当する樹木を保全する人及び団体とする。

⑴　市内の集落を代表する樹木（当該樹木の所有者の同意を得て、集落が推薦した樹木で、市長が認めるものに限る。）

⑵　市内の良好な景観を構成している樹木（当該樹木の所有者の同意を得て、市長が認めた樹木に限る。）

⑶　その他市長が必要と認める樹木

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる樹木は、補助金の交付の対象としない。

⑴　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条の規定により指定された樹木

⑵　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条の規定により指定された保安林の樹木

⑶　国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

⑴　前条に規定する樹木（次号の規定によりこの要綱に基づく補助を受けて薬剤を散布し、又は注入した樹木を除く。）に病害虫防除用の設備を設置すること。

⑵　前条に規定する樹木（以下「樹木」という。）に病害虫防除用の薬剤を散布し、又は注入すること。

⑶　その他市長が必要と認めること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、前条に掲げる事業に要する費用に２分の１を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（交付申請書の添付書類）

第５条　規則第２条第３号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　樹木の位置図

⑵　樹木の本数及び形状（松林の場合は、本数及び面積）

⑶　使用する薬剤の名称

⑷　薬剤の散布又は注入数量

⑸　病害虫防除用の設備の設置の計画書

⑹　樹木の所有者の同意書（第２条第１号に規定する樹木にあっては、集落の推薦書を含む。）

（実績報告書の添付書類）

第６条　規則第８条第１項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　補助対象事業の支払いに係る領収書等の写し

⑵　補助対象事業の内容が確認できる書類

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。